

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	神崎市 重心医療システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神崎市は、重心医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神崎市長

## 公表日

平成28年8月1日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>		
①事務の名称	重度心身障害者の医療費助成事務	
②事務の概要	神崎市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、精神又は身体に重度の障害を有する者(以下「重度心身障害者」という。)に対し医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。	
③システムの名称	重心医療システム、住民記録システム、個人住民税システム、ひとり親家庭等医療システム、生活保護システム、国民健康保険システム、中間サーバー	
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>		
住民票関係情報ファイル、医療保険給付関係情報ファイル、生活保護関係情報ファイル、ひとり家庭等医療費助成関係情報ファイル、地方税関係情報ファイル、重度心身障害者医療費助成関係情報ファイル		
<b>3. 個人番号の利用</b>		
法令上の根拠	神崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項	
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	神崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項 別表第2第11項	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	市民福祉部高齢障がい課障がい者福祉係	
②所属長	高齢障がい課長	
<b>6. 他の評価実施機関</b>		
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>		
請求先	総務企画部市長公室秘書広報係	
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
連絡先	市民福祉部高齢障がい課障がい者福祉係	

# II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

# III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

